令和６年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会会議録（要旨）

１　日　時　　令和７年１月２４日（金）午前１０時から午前１１時３０分まで

２　場　所　　県行政庁舎４階　庁議室

３　出席委員（敬称略）

小野　久恵（宮城県老人福祉施設協議会　理事）
小幡　佳緒里（仙台弁護士会　弁護士）
佐々木　悠輔（特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネット「エール」理事）
佐藤　健太郎（一般社団法人　宮城県社会福祉士会　地域包括委員会　副委員長）
鈴木　郁子（公益社団法人宮城県看護協会職能理事（看護師職能Ⅱ））
髙橋　利行（特定非営利活動法人宮城県ケアマネジャー協会理事）
長澤　栄治（公益社団法人認知症の人と家族の会　宮城県支部　世話人）
野呂　和代（仙台法務局人権擁護部第二課　課長）
吉川　悠貴（認知症介護研究・研修仙台センター
東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科　准教授）

４　公開の可否　公開

５　傍聴者　０名

６　開会

（事務局）
高齢者権利擁護推進委員会条例第４条第１項の規定により、定足数は委員の半数以上（５人以上）となっている。本日は９名全員の委員に出席をいただいていることから、本委員会は有効に成立していることを報告する。
次に、宮城県情報公開条例第１９条の規定により、附属機関等の会議は原則として公開となり、また会議録は公表されることとなるので、了承願いたい。

７　委員長及び副委員長選出

（事務局）
高齢者権利擁護推進委員会条例第３条第１項の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選により定めるとされている。委員長・副委員長が決まるまで、長寿社会政策課の髙橋課長に進行役をお願いする。

（髙橋課長）
御意見のある方は、挙手にて発言をお願いする。

（事務局案を求める声あり）

（事務局）
事務局としては、佐々木委員に委員長を、副委員長については小幡委員にお願いしたいと考えている。

（髙橋課長）
佐々木委員に委員長を、小幡委員に副委員長をお願いしたいということであるが、いかがか。

（異議なしの声）

（髙橋課長）
それでは、佐々木委員に委員長を、小幡委員に副委員長をお願いする。以上をもって進行役を下ろさせていただく。

８　報告

（佐々木委員長）
それでは議事に入る。次第の３報告のうち（１）から（４）については関連する内容であることから、一括して事務局から説明願いたい。

（事務局）
（資料１に基づき説明）

（佐々木委員長）
ただいまの事務局からの説明に関して、御意見や御質問がある場合は挙手の上で発言願いたい。

（小幡委員）
養介護施設従事者等による高齢者虐待では、相談通報が２７件で、虐待の事実があったとされているものが１０件となっているが、１７件は虐待の事実が確認できなかったないしは、虐待とは言えないと判断したことになると思う。この１７件は、実際にどのような事例で、どういう判断で虐待の事実ありにならなかったのか、また、どんな対応をされたのか教えてほしい。

（事務局）
市町村に回答いただいている国の調査では、分からない部分ではあるが、個別に確認をしている中では、例えば、精神疾患のあるお子さんが自傷行為をするために包丁を持ったところ、止めに入った高齢の母の手を振りほどいた事例や、お子さんから殴られたとして本人から警察に連絡があったが、本人に認知症の症状があり、どこまでその主張が正しいか判断できなかったという事例などがある。
認定が難しかった事例に対する県のフォローとしては、今のところ調査結果から問題点を市町村に確認して、検討する等の積極的なフォローはできていないが、相談があれば対応させていただいている。

（小幡委員）
今の点に関連して、施設従事者による虐待では、通報される方が施設職員や元職員、管理者であり、比較的客観的に状況を把握した上での相談や通報だと思われるが、その中で半数以上が虐待の判断に至らなかったということは、実際にどういうことなのか確認していただきたい。また、全く虐待がなかったと言えるわけではないものが相当数あると考えられるし、養護者による虐待も疾患があるとか、そういうものが大多数とは考えられないので、むしろ虐待だと認めるのが難しいケースについてフォローアップされた方が良いと感じる。

（佐々木委員長）
ありがとうございました。事務局内で引き続きご検討いただきたい。
他に委員の皆様から御意見や御質問等はあるか。

（佐藤委員）
小幡委員の質問に関連して、参考資料１の５ページの表１５について、養護者による高齢者虐待の対応状況の中で、虐待の判断に至らなかった事例が１４３件と件数的にはかなり大きいと受け止めたが、この数字に対して今後の対応をどのように考えているか。

（事務局）
虐待の判断に至らなかった事例は、虐待の可能性は少しあるものの、調べたところそうではないと市町村が判断した数となっている。県にも市町村の方から虐待に関する相談が来るが、その際は相談窓口として委託している「エール」にご相談いただくように案内することを基本としているため、この相談窓口を周知し、相談いただきたいと考えている。

（佐藤委員）
社会福祉士会では、弁護士の先生方と虐待対応の専門職チームとして、虐待の判断や対応検討の話し合いに一緒に入らせていただく等、行政の方からの相談に応じているので、併せて周知いただきたい。

（吉川委員）
虐待の調査結果について、私の所属で厚生労働省から受託し全国のとりまとめを実施していることを踏まえ、補足的なところを含めて発言させていただく。
県からの回答の中に含まれていなかったものとして、この調査は年度の区切りで実施しているので、当然年度末近くに通報があった事案や時間を要している事案は年度をまたいでいることもあるため、その年度中には判断できなかったとして含まれているものもある。施設従事者による虐待だと３割から４割、養護者による虐待だと約１割が年度またぎの事案になるので、そういった事案は致し方ないと思う。また、その内訳については、全国の取りまとめたものを最終的な報告書として、年度末に公表しているので、活かしていただきたい。

（佐々木委員）
今のところに関連して、養護者による虐待について、現場レベルでの感覚をこの場を借りて共有させていただく。
先日、ある自治体で高齢のご夫婦が息子さんから経済的虐待を受けている事案の相談を受けた。弁護士の目線からすると経済的虐待は明らかで、何か手を打たなければいけないことは明白だったが、市町村では情報共有はしているものの、虐待として受理していない事案があった。なぜ受理していないかというと、虐待として受理して虐待認定をしてしまうと、ご両親を分離し、息子さんが一人で生活できなくなってしまったり、逆に、ご両親の面倒を息子さんが見ているという側面があったため、面倒を見てくれる人と物理的に距離が離れてしまうと、それはそれでご両親の負担になったりもするだろうということで、なかなか受理することができないということだった。
私からは、虐待認定することが直ちに世帯の分離まで一足飛びに飛ぶわけではなく、虐待認定した上で、その世帯に応じた適切な支援をしていくので、まずは虐待としてしっかり受理認定をした上で、次のステップに行きましょうという話をした。また、ご両親も共依存的なところで息子さんに頼ってしまっていたとしても、虐待をそのままにしていい訳ではないので、そこは発想を切り替えましょうという話をした。
なぜ、この話をご紹介したかというと、そもそも相談通報の数字にすら載ってこないケー

スがそれなりにあるのかなという現場レベルでの感覚があるので、調査結果に出てこない事案もそれなりの数があるのではないかという部分を問題意識として持っていただきたい。
　他に御意見御質問等はあるか。

（小幡委員）
　先ほどのご説明の中で、市町村等で虐待の判断や対応に迷った事案について相談を受けたときに、エールの相談窓口をご案内されていると伺ったが、それを受けて実際に市町村がエールに相談した件数が、資料１の表２の相談対応件数と実績というものということか。

（事務局）
　おっしゃるとおり。相談者の内訳の行政５件が、市町村が相談した数である。

（小幡委員）
　虐待の判断に至らない件数等と比較してもかなり少ない印象があり、市町村の担当者が対応に迷われている時に相談することのハードルが高い面もあると思うので、もう少し相談しやすい何かがあれば良いと思う。

（事務局）
　社会福祉士会さんから御回答いただいたものも含めて検討していきたいと思う。

（髙橋委員）
　先ほどの佐々木委員長と内容が少し被るところがあるが、サービスを利用している事業所の方からケアマネに虐待に関する相談が上がってくれば良いが、事業所の方も迷っていたり、ご家族が一生懸命してくれているから申し訳ないという思いがあるようで、そこでとどまってしまうケースが多くある。市町村や各サービス事業所が判断に迷っていたり、虐待と分かっていても通報しきれていないところまで把握していかないと、埋もれているケースがたくさんあると思う。今後その辺りの統計を取ったり勉強会を開催したりする等して、次に活かしていければ良いと感じた。

（佐々木委員長）
　引き続き事務局で検討いただきたい。
　養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応について、厚労省の市町村向けのマニュアル等を見ると、高齢者虐待の疑いがあった時にまずは市町村に通報し、それを受けた市町村から県に報告して、県と市町村とで共同して事実関係の確認等を進めていくというフローチャートが示されているが、市町村は県の具体的にどこに話をするのか。

（事務局）
　市町村から県への報告については、その市町村の圏域の保健福祉事務所に報告する流れになっている。

（佐々木委員長）
　今、宮城県には何カ所あるか。

（事務局）
仙南、仙台、東部、北部そして気仙沼の５カ所である。

（佐々木委員長）
それを受けて情報共有をさせていただく。以前、ある自治体で養介護施設従事者等による高齢者虐待の疑いがあるとして施設の元職員から通報を受けた事案があり、市町村では虐待の通報として受理した上で、県の保健福祉事務所に報告したところ、虐待の証拠が全然足りないからまだ動けないという話をされてしまい、事実関係の確認も含め、その先に何も進めないということがあった。
この他にも、県と共同して作業を進めていくというフローが全く進まないことになってしまう事案があるとすると、県の担当者に虐待の証拠があって初めて受け付けて対応を進めるわけではないことを認識されていないのかなと少し危機感を覚えたところがあったので、問題意識の共有をさせていただいた。
ここからは私の憶測を含めたコメントだが、証拠がないのに特定の施設に立ち入ることになると、平たく言うと施設に迷惑がかかったり、場合によっては県に対するクレームに発展するのではないかという問題意識があって、慎重に動きたいという発想だったと推察はするが、虐待の事実があったかどうかは調査してみないと分からないし、逆にほとんどのケースは通報時点で証拠が揃っているわけではないので、その辺りの認識を整理していただきたい。

（吉川委員）
今年度末に国のマニュアルが改訂されるが、その中で、市町村と県との協働の他に、養介護施設事業所における事実確認の方法は原則として監査であることや権限行使として調査を行うこと等が強調されている。そうなると、権限を持っている都道府県が出てくる必要がある部分も多くなってくると思う。
そこで、監査指針やマニュアルの改定を踏まえて、事実確認の段階での市町村との協働であったり、権限の行使のあたりはどのように整理されているか伺いたい。

（事務局）
県としては、マニュアルの改定に沿って動いていくこととなる。市町村から報告等を受けた場合の基本的な流れとしては、介護保険法に基づく運営指導ということで行政指導を通して情報を精査していくが、事実認定をする場合は介護保険法に基づく監査を通じて事実確認を行い、それを行った上で勧告等の行政処分の検討を進めるという流れで考えている。

（吉川委員）
行政指導で運営指導に行った際の任意性について、いくつか裁判も行われていて、行政的には弱いという判断が下りているようなので、その取り扱いについては引き続き検討いただきたい。

（小幡委員）
資料１の４成年後見制度利用促進基本計画に基づく体制整備について、市町村が体制整備を進める上での課題として挙げられている、市町村と司法関係団体との連携が図れていないことの具体的な内容を知りたい。成年後見制度の利用を促進していくにあたり、この司法関係団体と市町村とでどのような連携が必要で、どの部分に連携が必要で、現在連携が図れて

いないのかというところを聞きたい。

（事務局）
体制整備が進んでいない市町村を全部訪問したが、体制整備が進んでいない市町村の傾向として、専門職とのつながりが普段からできていないところが多い。そのため、専門職の方に相談であったり、会議に入ってもらったりという部分からできると、中核機関の設置にもつながると考える。県では市町村担当職員、専門職及び家庭裁判所をグループに分けて、情報交換会を行ったり、現在専門職とのつながりがない市町村と司法職とがつながりを持てるように、司法職等を派遣したりしている。

（小幡委員）
ケース会議の時に参加してもらう専門職を見つけられないことが問題ということか。

（事務局）
おっしゃるとおり。

（小幡委員）
そういうことであれば、実際に相談できる人を紹介するなり、相談先として何か仕組みと作れば良いと思う。また、家庭裁判所との連携というのは、市町村が相談する家庭裁判所の支所が決まっているので、十分連携は図れると思う。むしろ情報交換会や協議会などの抽象的で距離のある会議体で連携を図るというのは、抽象的な連携という意味ではもちろんあるが、もう少し具体的で個別的な近い連携をするのであれば、一歩踏み込んでも良いと感じる。

（佐々木委員長）
補足させていただく。私も情報交換会に長年出ているが、各自治体の方と個別に意見交換をすると、弁護士や司法書士、家庭裁判所等となかなかスムーズにつながることができないという悩みを聞く。その趣旨としては、ざっくばらんな相談ができる司法関係者がなかなか近くにいないので、悩んでいるという話が長年ある。この点については、県で司法職等派遣の制度ができ、広がりつつあるため、少し前向きに話が進んでいると思う。ただ、現場にいて思うことは、司法関係者とのつながりは属人的な要素が非常に多いため、異動があると、その自治体の部署に繋がりをもっている人がいなくなり、またゼロに戻ってしまうことがある。これは、県が主導してできるかどうか分からないが、属人的ルートを作ることは、それはそれで非常に大事なことではあるが、それを組織に落とし込んで外部へのパイプ作りを行い、人が変わっても維持できるような形にできれば良いと思う。
それでは、次第の４、令和７年度の県の取組（案）について、事務局から説明願う。

（事務局）
（資料２に基づき説明）

（佐々木委員長）
ただいまの事務局からの説明に関して、御意見や御質問がある場合は挙手の上で発言願いたい。

（吉川委員）
虐待関係の研修について、令和６年度の介護報酬改定の中で、個人的には在宅系サービスの事業所で実施することが増えた印象がある。もともと入所系と比べて立ち遅れていた研修や委員会の体制整備が完全に義務化されたり、在宅サービスの方が入所系よりも研修や委員会の中でやることが多かったり、身体拘束の原則禁止と記録義務の規定が在宅系のサービスにも今年度から及ぶようになったりした。このようなことを考えると、こうした研修や周知については、特に在宅サービスの皆さんに手厚くしていく必要があると思うが、その辺りの今年度から来年度にかけての計画状況はどうか。
また、こうしたサービスの皆さんがどのくらいこのような研修に参加されたり、リアクションがあったりしたのか伺いたい。

（事務局）
受講対象については、今年度エールと打合せを行い、介護施設職員も対象として研修を実施してきた。介護報酬改定により研修受講が義務化されたこと等により、ウェブでの研修受講者も増えているところである。
また、介護事業者向けには、年に１回集団指導の際に、義務化された部分や減算の部分について、周知説明している。また、特段の事情があって欠席される場合には、資料を送付し、確認していただくように対応している。

（吉川委員）
省令改正に伴う解釈通知や身体拘束の実情を考えると、在宅サービスは入所系と求められていることや状況が異なる部分があるため、入所系サービスの皆さんと同じ説明だと、不足する部分があると思うが、その辺りはどのように対応されているか。

（事務局）
集団指導については、入所系の施設と通所系や訪問系と区別して開催しており、そのサービス区分に応じた内容を説明している。

（佐々木委員長）
エールの研修について、現在どのような形で実施しているか補足させていただく。資料１に令和６年度の研修内容を記載しているが、対象者を市町村職員向け、施設長向け、介護職員向け、看護職員向けの４回に分けて実施した。研修時間は概ね３時間を見ており、最初の１時間は、弁護士から高齢者虐待防止法の趣旨と大事な柱になる部分を説明するようにしている。残りの２時間については、毎年テーマを変えているが、今年度は身体拘束の原則違法やその例外事例等、現場レベルで気をつけなければいけないことをグループワークで検討した。省令改正に伴い、在宅系の方がやることが増えているという部分は非常に勉強になったが、研修の限られた時間で、どこまで落とし込めるかというところは今後検討していきたい。また、県から紹介のあった集団指導のところとうまく役割分担などできたら良いと思う。
他に御意見御質問等はあるか。

（小幡委員）
成年後見制度利用促進基本計画に基づく体制整備について、先ほどの質問とも関連するが、市町村の担当者と専門職との人的関係がない自治体については、積極的な対応が難しいとい

う状況があるようなので、県の取組を横断的に繋いで提供していけるような相談支援窓口のようなものを事業の１つとして設置できないのか。ただ事業を紹介するだけでなく、コーディネーターが、市町村担当者と一緒になって手続きをするといった窓口があれば、むしろ市町村の担当職員は人的関係がなくても、成年後見制度を促進していけるのかと思ったので、検討いただきたい。

（佐々木委員長）
事務局で検討いただきたい。
他に御意見御質問等はあるか。

（髙橋委員）
先ほどの吉川委員のお話に関連して、現場レベルではまだまだ何かしてほしい、してほしくないと言った時に、わがままだといった話が時々出てくるが、権利は別に権威とか利権とかではなく普通のことだと考えられると良いということを勉強会で伝えている。また、ゼロリスクを目指してその人のために良かれと思ってしたことが、虐待や身体拘束にならないためには、単に話し合えば良いとか、書類や記録があれば良いというわけではなく、なぜその行動に至ったのか原因をしっかりと見て、それに基づく対応を前向きに考えて、本人と一緒に話し合うことが当たり前になるようにケアマネジャー協会としても勉強会を繰り返し実施し、少しずつ意識が変わってくれば良いと思う。ただ、職員のストレスや感情のコントロールという部分では、一方的に押し付けるのではなく、職員一人一人も大切であることを伝え、お互いに助け合える関係性を大切にしたい。

（佐藤委員）
研修に関連して情報提供させていただく。社会福祉士会でも虐待対応研修を、テーマを変えながら通年で実施している。介護報酬改定の影響で、レスポンスが良く、オンラインも含めると１００名近くが参加する回もあることから、研修のニーズや興味が高まっていることを実感している。また、意思決定支援の出前講座も実施しているが、今年度は約３０の事業所や包括から研修依頼があり、対応している。恐らく来年度も引き続きこういった取組を続けていくので、県でもご活用いただきたい。

（小野委員）
これまでの流れの感想になるが、高齢者虐待対応について、様々なことが義務付けられ、制度が整備されてきた中で、窓口が増加したことや高齢者虐待に関する認識が広まったことで、通報・相談件数が増えているという大まかな報告があった。しかし、虐待を受けた方を現場で受け入れる側からすると、以前に増して制度等がいろいろと作られたことで、時間がかかっている印象が強くある。今までであれば、身体的虐待等の場合は、警察や病院を通して速やかに施設に避難することができたが、最近は本人や家族の意思確認等、マニュアルに沿って動かなければいけないという部分で、難しさが年々増している印象がある。また、受け入れる側の施設としてのマニュアルがあるが、その中で一番大事にしていることは、虐待を受けた人はもちろん、虐待をした人に対しても非難しないということを職員にいつも話しているので、皆さんにも虐待の相談を受けた際に、虐待があったことに対しての非難をしないという部分を意識していただきたい。

（佐々木委員長）
　各委員から色々御意見をいただきましたので、事務局で来年度の事業に活かしていただきたい。来年度の事業に当たって、虐待対応の本当に大事な部分は何かという話や県と市町村との協働の部分での問題意識もあるので、改正される新しいマニュアルに基づいて円滑に行動できるように、保健福祉事務所とも実務の動かし方等、誤解がないように、問題意識の共有を進めていただきたい。
　他に御意見御質問はあるか。

（吉川委員）
　マニュアルの改定等について、情報提供させていただく。まず、令和６年度の介護報酬改定や面会制限に関する情報等に対応する形で、今年度末に改訂予定である。また、身体拘束の部分についても、身体拘束の手引きを２０数年ぶりにリニューアルする動きがあり、今回改訂するマニュアルの別冊として出す予定となっている。さらに、意思決定支援についても、ガイドラインの改訂が今年度行われており、研修のあり方についても改訂に合わせて新しい形を提案するということでモデル事業も実施される予定なので、参考にしていただきたい。最後に、現場でのストレスの問題等に関連して、令和６年１２月２７日に各種団体向けの取組の推進を養成する通知が出されており、その中で、研修等にストレスマネジメントの内容を含めることも要請されているので、御観覧いただきたい。

（佐々木委員長）
　その他に発言等がないようなので、今後の事業執行にあたっては皆様からいただいた御意見等を踏まえた上で執行願いたい。

９　開会
（事務局）
　本日の皆様からいただいた御意見や御提案などを踏まえて、来年度の取組を進めて行きたいと考えている。
　以上をもって、令和６年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会を終了する。